

異状死死因究明支援事業等に関する検証事業実施要綱

1. 目的

犯罪死等の見逃しの問題を背景に、内閣府の「死因究明等推進会議」の下に設置された「死因究明等推進計画検討会」において死因究明等の体制整備等に関する検討が進められ、平成26年6月、死因究明等推進計画が閣議決定された。

同計画において、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業の成果の検証等が求められていることから、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業等を通じて得られた解剖や死亡時画像診断の事例及び人口動態調査票等に記載された死因等の分析結果について検証を行う。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、「異状死死因究明支援事業等に関する検証事業実施団体公募要領」により採択された団体とする。

3. 事業内容

異状死死因究明支援事業等において実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報及び人口動態調査票等に記載された死因等の分析・検証を行う。

(1) 情報の分析について

- ・異状死死因究明支援事業の前年度実績報告書及び人口動態調査票等に記載された死因等の分析を行う。
- ・なお、当該データについては、厚生労働省から委託事業者に対して提供する。

(2) 検証について

- ・分析結果を検証するため、関係団体や関係学会等の有識者が参加する検証会議を開催する。
- ・検証会議により、検証に際して具体的な解剖所見、画像診断所見が必要であるとされた事例については、当該事例の解剖等を実施した都道府県へ追加情報の提供を求めるなど、必要な連絡・調整を行う。
- ・「小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業」（死亡時画像読影技術等向上研修事業）において、小児死亡事例の死亡時画像診断を分析対象としていることから、当該事業実施者と連携した実施体制とする。

(3) 事業実施後の報告

- ・事業実施後、分析結果を取りまとめ厚生労働省に報告する。